

第2章 今後の東京都の「特別支援教育」の展開に向けた改善の方向

1 改善の理念及び指針

障害のある児童・生徒が、自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加と自立のための基盤となる「生きる力」を培うためには、都の「特別支援教育」を取り巻く諸情勢を踏まえて、一人一人の特別な教育ニーズを把握し、必要な教育的支援を系統的・組織的に行い、「特別支援教育」の改善充実を図っていく必要がある。

このため、本検討委員会は、総合的、長期的な観点から都の「特別支援教育」の基本的な方向を明らかにし、全体の審議を貫く改善の理念及び指針を、これまでの都の心身障害教育の抱える課題の改善に向けて、以下のとおり定めた。

(1) 改善の理念

障害のある幼児・児童・生徒等の特別な教育ニーズにこたえ、一人一人の能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開する。

障害のある幼児・児童・生徒等の一人一人の特別な教育ニーズに応えるために、ノーマライゼーションの理念や新しい国際障害分類^(*)18)の考え方(「何ができないか」から「どのような活動ができるか」、「どのような不利益があるか」から「どうすれば社会参加ができるか」という、障害の見方)を踏まえ、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人一人の能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開する。

(2) 改善の指針

障害の重度・重複化、多様化に対応するため、LD等を含む障害のある児童・生徒等の個に応じた指導を充実し、「特別支援教育」を推進する。

児童・生徒の障害の重度・重複化、多様化が進んでおり、個に応じた指導の一層の充実が求められている。

そのため、一人一人の障害の状態等に応じた個別指導計画に基づく、教科指導、自立活動の指導^(*)19)、職業に関する指導などの専門的指導を充実する必要がある。また、重度・重複化に対応するため、障害種別の異なる複数の教育課程^(*)20)を編成し、教育の総合化を推進するとともに、専門性の高い教育を行う必要がある。

一方、多様化への教育的対応として、児童・生徒の障害の状態や発達段階等に応じた教育内容・方法の工夫について検討する必要がある。また、専門的指導の充実のために、外部の専門家との連携の推進や「特別支援教育」に関する専門研修の拡充について検討する必要がある。

また、小・中学校に在籍しているLD等の特別な教育的支援を要する児童・生徒を含む障害のある児童・生徒の教育的対応の充実のため、「特別支援教育」を推進することが求められている。

そのため、都と区市町村とのそれぞれの役割を踏まえながら、これまで小・中学校で行われてきた心身障害教育の在り方を見直すとともに、一人一人の教育ニーズを把握し、適切な教育的支援を行うための専門性の確保や盲・ろう・養護学校等との連携の在り方について検討する必要がある。

児童・生徒等の特別な教育ニーズに対応するため、都と区市町村が連携し、地域の実情に応じた「特別支援教育」体制を充実する。

都立盲・ろう・養護学校と区市町村立小・中学校の心身障害学級等のあり方を見直し、「特別支援教育」体制を充実していくことが求められている。

そのため、地域における「特別支援教育」体制の整備に向け、小・中学校の心身障害学級の見直し、校内体制の整備、盲・ろう・養護学校のセンター的機能の拡充、言語・心理等の専門家、医療・福祉・労働等の関係者との連携によるライフステージに応じた地域での支援ネットワーク構築等について検討する必要がある。

また、盲・ろう・養護学校のセンター的機能を補充するとともに、区市町村の「特別支援教育体制」の支援のための、都としての「特別支援教育センター^(*21)」のありかたについて検討する必要がある。

児童・生徒等の教育ニーズに応じた専門的指導を充実するため、学校の専門性と教員の資質・専門性の向上を図る。

児童・生徒一人一人の障害の程度、状態や教育ニーズに応じた質の高い教育をすすめるための専門的指導の充実が求められている。

そのため、教員の養成・採用・異動・研修・研究など総合的な視点から教育の専門性の向上に努めていく必要がある。

また、外部の専門家や専門機関との連携の推進により、学校における指導の専門性を高めていくことも重要である。

さらに、小・中学校における専門的指導の充実を進めるため、都と区市町村が連携して、「特別支援教育」に関する専門性の高い人材の育成と確保を始めとした「特別支援教育」体制の整備を進めながら、専門性の向上に努めていく必要がある。

児童・生徒等の多様な教育ニーズに対応するため、教育環境の整備を推進する。

障害の重度・重複化、多様化に対応する教育内容・方法の充実を図るためには、児童・生徒の多様な教育ニーズに対応する教育環境の整備が求められている。

そのため、障害の重度・重複化に対応した専門部門を併置する学校の設置形態や、障害の多様化や障害特性に応じた学校の設置や学級編制の在り方について検討する必要がある。また、全都的視野に立ちながら、児童・生徒数の増減に対応する盲・ろう・養護学校全体の再編整備、地域の小・中学校や医療・福祉・労働の関係機関との連携・支援なども考慮しつつ、教育環境の整備について検討する必要がある。

なお、学校の適正規模・配置、設置形態等は、盲・ろう・養護学校の地域における「特別支援教育」のセンター機能の拡充、小・中学校及び福祉・医療・労働等の関係機関との連携などをも視野に入れながら、検討する必要がある。

2 エリア・ネットワーク構想

～東京都の「特別支援教育」体制の推進に向けて～

東京都の「特別支援教育」の環境や体制を整備するにあたっては、都独自の教育環境や社会環境に十分留意する必要がある。特に、学校や対象児童・生徒の数、発達した交通・通信網の状況を踏まえると、広域的な対応に加え、よりきめ細かく迅速な対応を図ることが重要であり、総合的な「特別支援教育」のシステムの構築が求められる。

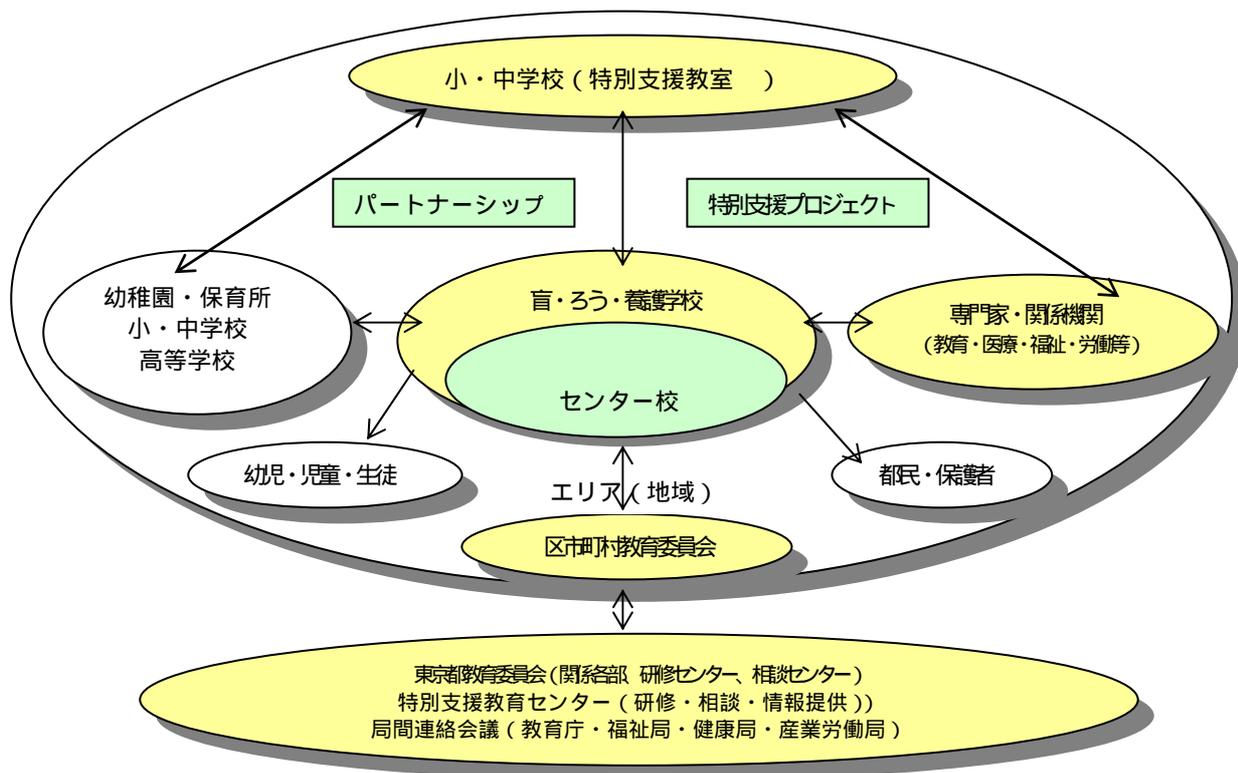
そのため、都の「特別支援教育」の推進にあたっては、改善の理念と指針に基づき、全都を複数の地域（エリア）に分割し、エリア内の盲・ろう・養護学校や小・中学校等の教育機関と保健・医療、福祉、労働等の関係機関がネットワークを構築し、専門性に裏打ちされた「特別支援教育」のシステムとして「エリア・ネットワーク構想^(*22)」をグランドデザインに据え、改善を進める必要がある。

エリア・ネットワーク構想とは、東京都の教育環境や社会環境を踏まえ、「パートナーシップ」や「特別支援プロジェクト^(*23)」などのネットワークによる対応に加え、都と区市町村が連携して、ソフト・ハード両面から、エリアにおける「特別支援教育」を総合的に推進する構想である。

たとえば、ソフト面では、相談、研修、情報提供など盲・ろう・養護学校のセンター機能の発揮、特別支援コーディネーターの指名、専門家等による小・中学校への巡回指導の実施、ライフステージに応じた「個別の支援計画^(*24)」の提供、盲・ろう・養護学校の児童・生徒が居住する地域の学校を「地域指定校（副籍を置く学校）^(*25)」として「副籍^(*26)」を置いて通級するシステムなどが想定される。

また、ハード面では、異なる障害種部門を併置する特別支援学校の設置、小・中学校への特別支援教室の設置などの環境整備があげられる。

（図1）エリア・ネットワーク（一つのエリアの概念図）



(1) エリア・ネットワークの考え方（図1）

エリア・ネットワークとは、「特別支援教育」体制を進めるため、都内を複数のエリアに分け、盲・ろう・養護学校や小・中学校等と地域の関係機関等によって形成する連携体制である。

そして、地域との関係を重視しながら、改善の理念である児童・生徒等の教育ニーズに応え、一人一人の能力や可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開し、児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化など、当面する課題の解決を図るとともに、多様な教育ニーズに対応する東京都の「特別支援教育」の創造を目指すものである。

エリア・ネットワークは、エリア全体の連携体制であるエリア・ネットワークと、その中に含まれるパートナーシップ、特別支援プロジェクトの三つの支援体制を有する。

センター校とエリア

既に、医療的ケアなど重度・重複障害教育のノウハウを持ち、現在も80%以上の重複障害児が在籍する肢体不自由養護学校（知・肢併置校を含む）の学区域をエリアとする。また、エリア内の盲・ろう・養護学校の中からセンター校を指定し、将来的には重度・重複児の専門的教育を念頭に置いた複数の障害種部門を併置する学校としての役割や機能を担うことが望まれる。

また、センター校の配置を検討するうえでは、肢体不自由と知的障害等の他障害種との併置によりセンター校を増やし、エリアを分割して規模を縮小することで、通学区域の縮小化を図り、「特別支援教育」体制の充実を図るとともに、肢体不自由養護学校の重度化に対応した通学負担の軽減を図ること等を検討すべきである。

センター校には、乳幼児期から卒業後までのライフステージを通じた教育的支援の拠点として地域の「特別支援教育センター」機能も期待されるので、既存の福祉施設や医療機関など関係機関の設置状況など、区市町村の実情も視野に入れて、学校配置を検討する必要がある。

エリア・ネットワークの機能

センター校は、都民や保護者、小・中学校等の教員からの相談、研修等の要請に応じ、ネットワークを構成する盲・ろう・養護学校や特別支援教室と連携し、専門家や専門性の高い教員の派遣や継続的な巡回指導の連絡・調整を行うとともに、地域の「特別支援教育」の中核的機関としての機能を担う。

エリア・ネットワークの支援機能のレベルは、相談や巡回指導を担当する専門スタッフや教員の専門性に依るため、支援内容に応じてもっともふさわしい専門スタッフや教員を派遣することができるよう、相談や指導などの機能別にネットワークを重層化することにより、エリア・ネットワークの支援機能の専門性を確保することが不可欠である。また、学校数が少ない盲学校・ろう学校・病弱養護学校は、エリアを越えて、全都的にそれぞれの障害種別の専門性を発揮するとともに、エリア・ネットワークを活用し、都民や小・中学校等に対して、各学校単位で行っていた理解・啓発等の活動を一層充実する必要がある。

コーディネーターの役割

エリア・ネットワークを有効に機能させ、地域の学校間や関係機関等の連携を深めるため、各学校において、学校長が教員の中からコーディネーターを指名する必要がある。センター校のエリア・コーディネーター(仮称)は、都民等からの直接の窓口となるとともに、ネットワークを形成する盲・ろう・養護学校や小・中学校の「特別支援教育」コーディネーター(仮称)及び専門家等と連携し、要請に応じて適切な専門スタッフの派遣や巡回指導等について調整を図る。

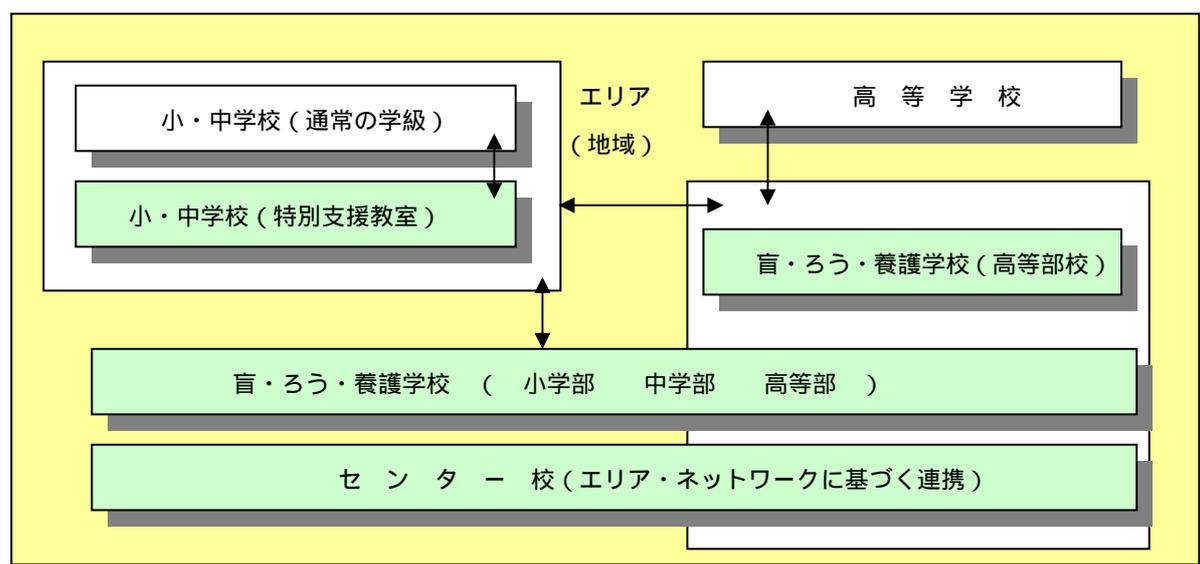
一方、特別支援教育コーディネーターは、「特別支援教育」の校内委員会⁽⁺²⁷⁾の運営や研修計画の作成を行うほか、外部の関係諸機関、エリア・ネットワークを結ぶ盲・ろう・養護学校との連携調整役としての役割を担う。したがって、特別支援教室(仮称)の担当教員や盲・ろう・養護学校の教員を経験した者等の中で「特別支援教育」について専門的知識を有する教員が「養成研修」を経て担当することが望まれる。また、盲・ろう・養護学校においては主幹⁽⁺²⁸⁾等が中心となってその機能を発揮することや区市町村小・中学校においては、主幹だけでなく、主任や心身障害学級担任等がコーディネーターとしての役割を果たすことなどが考えられ、校務分掌組織等との関係にも配慮する必要がある。

また、既に中学校等に配置されているスクールカウンセラー⁽⁺²⁹⁾との連携にも配慮する必要がある。

(2) パートナーシップ(図2)

LD等を含む小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒へ対応するため、各盲・ろう・養護学校がエリア内の小・中学校や区立養護学校と日常的な連携体制であるパートナーシップを形成し、センター機能を十分に発揮することが求められる。このパートナーシップを通して、教員研修、相談、就学後の継続相談・支援、進路指導、指導内容・方法など、小・中学校に対する支援体制を構築する必要がある。そして、地域との関係を考慮しながら、都と区市町村の役割を踏まえた義務教育段階の特別な教育的支援を要する児童・生徒への一元的対応を充実する必要がある。

(図2) パートナーシップ(← → 連携の関係)



また、知的障害教育の場合、学校・学級数や数が多いため、エリア内の養護学校と小・中学校とが、パートナーシップを構築することで、より柔軟で迅速な対応を目指す必要がある。

例えば、過去4年間の知的障害養護学校の高等部入学者の出身学校・学級別の入学者数の割合は、養護学校中学部からの入学者と小・中学校の心身障害学級、通常の学級からの入学者とで、およそ1対1.8の割合である。したがって、義務教育段階においては、知的障害養護学校と小・中学校がパートナーシップに基づいて、就学後のフォローアップや指導内容・方法、教員研修等の支援関係を築くことで専門的指導の充実を図る必要がある。

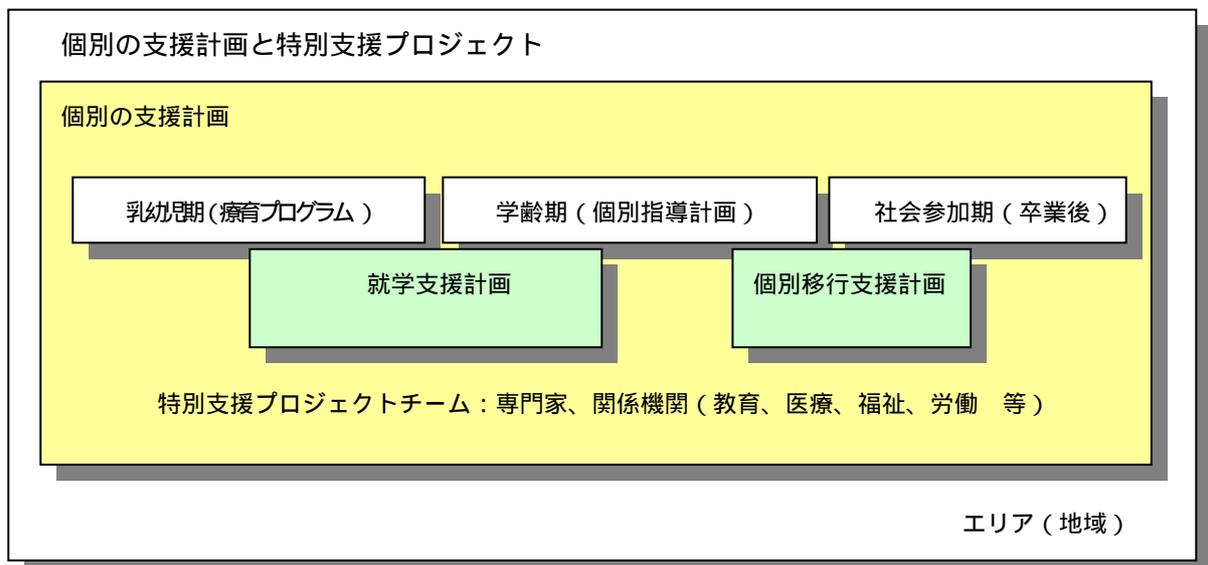
さらに、後期中等教育段階においては、高等学校からの要請に応じて指導方法等について助言するなどの支援関係を築くことが求められる。なお、進路の多様なニーズに応えるため、現行の養護学校の通学区域を見直し、複数のエリア又は、全都を通学区域とする高等部のみの養護学校を配置し、地域に密着した小・中・高等部を置く養護学校と特色ある職業教育を実施する高等部のみの養護学校とで、学校選択の弾力化を図ることについて検討する必要がある。

(3) 特別支援プロジェクト(図3)

特別支援プロジェクトとは、区市町村をその基礎的な単位とした地域の教育・福祉・医療・労働等の関係者で形成する乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制であり、乳幼児期と学齢期、学齢期と卒業後の生活が円滑に移行できるよう、各成長段階において、それぞれの機関が作成している支援プログラムや指導計画等の継続性をもたせ、ライフステージを見通した「個別の支援計画」を提供することを目指す必要がある。

個別の支援計画は、支援の目標・内容・方法とともに、ライフステージに応じた関係機関の役割や連携の在り方を示すものである。学校は、ライフステージの学齢期に関わる立場から、乳幼児期と卒業後をつなぐ立場に位置する。そのため、乳幼児期の療育プログラム^(*30)と学齢期の個別指導計画を繋ぐ就学支援計画^(*31)や学齢期から卒業後の生活を繋ぐ個別移行支援計画^(*32)を特別支援プロジェクトの一員として作成することにより、個別の支援計画作成に重要な役割を果たすことが期待される。

(図3) 特別支援プロジェクト



また、地域との関係を卒業後まで継続し、適時適切な支援を行うという観点から、特別支援プロジェクトは、教育が全て中心的役割(コア)を担うということではなく、就学前・学齢期・卒業後などライフステージによって構成やコアが異なったり、既存の乳幼児発達支援センターや障害者自立支援事業等を所管する福祉等の部署がコアになる場合が考えられるため、幅広い分野からプロジェクト・チームを編成するとともに、区市町村と都の連携体制の一層の充実が必要である。

その際、盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒は、居住する地域(原則的には通学区域)の学校を「地域指定校(副籍を置く学校)」として、「副籍」を置き、保護者の希望や児童・生徒の教育ニーズに応じて、「地域指定校(副籍を置く学校)」へ通級できるシステムを検討する必要がある。

区市町村教育委員会は、「副籍」を作り学齢簿に記載し、当該校に通知するとともに、盲・ろう・養護学校は、指導要録等に「地域指定校(副籍を置く学校)」を記載するなど、学校間で児童・生徒の共通認識を図ることが大切である。